

補助事業に関する業務執行規程及び評価細則の改正について

平成 21 年度から、一部の補助事業の実施方法が変更されることに伴い、「独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程」及び「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」について必要な変更を行う。

1. 「独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程」の改正

(資料 3-2 関係)

(社)全国野菜需給調整機構で実施してきた生産出荷団体緊急需給調整事業及び指定野菜緊急出荷調整助成事業（キャベツ等の野菜の価格低落時における出荷の後送りや市場隔離等）を、平成 21 年度より、当機構から野菜の登録出荷団体等（農協等）に対する補助事業として実施することに伴い、以下を改正する。

(1) 事業実施計画等の審査

上記事業を推進するために登録出荷団体等が行う会議費、指導旅費等について、コスト分析手法の対象とする。（業務執行規程の 4（2）イ（エ））

(2) 進行管理システム等

上記事業等の進行管理を行う者として担当課長を追加するとともに、野菜需給部において野菜関係の補助事業を総括して取りまとめる。（業務執行規程の 6（2）イ及びウ）

2. 「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」の改正（資料 3-3 関係）

現在、奨励金交付等事業では、事業実施主体は機構が補助金を振り込んだ日から平均 5 日以内に間接補助事業者に奨励金を振り込むこととされている。

畜産業振興事業の一部の事業について、21 年度より、事業実施主体から直接農協等へ振り込むことから、このような場合は、振り込むまでに要する日数を平均 5 業務日以内（基金を取り崩して交付する場合は 4 業務日以内）とする。（評価細則の 1（2）の①及び②）